

# 令和8年度高山植物等保護パトロール員の募集要項

1. 従事期間 令和8年7月22日（水）～8月10日（月） 薬師岳・雲ノ平班、黒部班、朝日班  
令和8年7月22日（水）～8月20日（木） 室堂班

2. 業務内容 高山植物やライチョウなど、希少な野生動植物の保護のため、  
登山者等利用者への啓発活動や山岳美化活動などを行う。

## 3. 場所及び人数

① 薬師岳・雲ノ平班	五色ヶ原～太郎平～雲ノ平～三俣蓮華岳～野口五郎岳	2名
② 黒部班	針ノ木岳～爺ヶ岳～五竜岳～唐松岳～白馬岳	2名
③ 朝日班	朝日岳～雪倉岳～白馬岳	2名
④ 室堂班	室堂平周辺	7名

4. 賃金 8,500円/日

5. 申込方法 別紙1・2・3を熟読のうえ、「高山植物等保護パトロール員申込書兼同意書」に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ下記の宛先までご郵送ください。

（別途、巡視員証作成のため写真1枚を同封してください。）

6. 募集期限 令和8年6月19日（金）必着  
（採用の可否については、6月末頃にメールにてお知らせの予定です。）

7. その他 ① 自然保護に関心のある方で、高山植物やライチョウ等に興味のある方、登山経験が豊富な方を募集します。  
② 期間中は山小屋等に連泊となるので、原則として下山できません。

### 【問い合わせ先】

〒939-8214 富山県富山市黒崎字塚田割 591-2

富山森林管理署 高山植物等保護パトロール事務局（森林ふれあい担当）

電話：050-3160-6080

Email：[c\\_toyama@maff.go.jp](mailto:c_toyama@maff.go.jp)

## 高山植物等保護パトロールに応募する前にお読み下さい

### 高山植物等保護パトロールとは

登山最盛期の富山県内の北アルプスにおいて、山小屋や富山県立山センターに宿泊しながら、高山植物等保護のために、ゴミ拾い、巡視、グリーンロープ整備、違反行為者へマナーの呼びかけ等の活動を行うものです。

当パトロールは、立山黒部アルペンルートが開通した 1971 年から 50 年以上にわたって行われており、地元市町、山小屋、運輸事業者等関係者、富山森林管理署（以下、「当署」という。）が構成員となった国有林野保護管理協議会で運営しています。

#### (1) 活動内容

主な活動としては以下のようなものがあります。

ただし、場所により異なる場合があります。

（具体的な活動方法は、結団式後の講習会で説明します。）

- ・登山者へ高山植物等保護を呼び掛ける啓発活動（ストックキャップの着用等）
- ・ゴミの回収等の山岳美化活動
- ・違反行為者への注意指導（登山道外への踏み込み、指定地外キャンプ、植物採取等）
- ・高山植物等保護のための立入禁止柵（グリーンロープ）の設置、改修
- ・グリーンロープ用吊り看板の設置
- ・ライチョウの生息状況の記録
- ・登山道、看板等の補修・状況確認（ほか）
- ・植生を保護するための雪渓除去活動

#### (2) 班編成と活動区域

パトロール員は、活動区域ごとに班を構成しています。各班の構成と活動範囲は以下のとおりです。（以下、薬師岳・雲ノ平班、黒部班及び朝日班を「稜線班」という。）

班名	組数・人数	活動範囲
薬師岳・雲ノ平班	1 組 2 名	五色ヶ原～太郎平～雲ノ平～三俣蓮華岳～野口五郎岳
黒部班	1 組 2 名	針ノ木岳～爺ヶ岳～五竜岳～唐松岳～白馬岳
朝日班	1 組 2 名	朝日岳～雪倉岳～白馬岳
室堂班	7 名	室堂平周辺

## パトロール員の標準的な一日の行動（参考）

### 【稜線班】

5:00 起床  
6:00 朝食  
7:00 高山植物等保護活動  
  
12:00 昼食  
13:00 高山植物等保護活動  
  
15:00 山小屋へ帰任  
拾ったゴミや道具の整理等  
17:00 夕食  
18:00 自由時間  
  
21:00 消灯

### 【室堂班】

6:00 起床  
7:00 朝食  
8:00 高山植物等保護活動  
  
12:00 昼食  
13:00 高山植物等保護活動  
  
16:00 立山センターへ帰任  
拾ったゴミや道具の整理等  
17:00 夕食・入浴  
18:00 自由時間  
  
22:00 消灯

## 活動風景



美化活動



グリーンロープ設置

## 応募留意点

### 1. 業務内容等

- (1) 高山植物やライチョウなど稀少動植物の保護のための巡視、山岳美化活動、立入禁止柵（グリーンロープ）の設置及び改修、違反行為者への注意・呼びかけ等が主な業務です。
- (2) 従事場所は当署が管轄する国有林野です。パトロールは標高 2,000m 以上の山岳稜線部での移動となり、落石、気象の急変等、平地とは違った危険が伴います。相応の登山技術・経験・体力が必要であることをご承知のうえ、お申し込みください。
- (3) 原則として途中下山はできません。最終日まで従事していただきます。  
ただし、稜線班は 2 人 1 組での活動となりますので、体調不良等の理由により 2 人でのパトロールが継続できない時は、途中下山していただく場合があります。  
また、新型コロナウイルス感染症等の影響により活動が中止となる場合があります。

### 2. 採用について

- (1) 「全期間従事できる者」を基本とし、当パトロール経験、登山経験、健康状態、年齢、男女の班分け等を考慮して決定します。  
また、希望以外の場所への採用となることがあります。なお、選考にあたっては、電話による聞き取りを行う場合があります。
- (2) 採用可否の通知は、6 月末頃を目処に結果は電子メールにてお知らせします。常に確認が可能なメールアドレスを必ず申込書に記載してください。
- (3) 申込書、写真は採用可否に関わらず返還いたしません。写真（3.0 cm×2.5 cm）は、過去 3 か月以内のものとし、申込書に貼付してください。また、巡視員証作成のため 同サイズの写真を 1 枚同封してください。  
なお、個人情報、適切に管理し当活動以外に使用いたしません。

### 3. 雇用条件等

- (1) 雇用は日々雇い入れるものとします。  
雇用主は各地区国有林野保護管理協議会会長となります。
- (2) 従事期間は、7 月 22 日（水）から 8 月 10 日（月）（稜線班）、7 月 22 日（水）から 8 月 20 日（木）（室堂班）となります。休日は、各週を日曜日から起算して週 1 日となります。
- (3) 勤務時間は原則 8 時間ですが山岳地域での勤務のため、始終業時間は不定期となります。
- (4) 賃金は最終日に支払います。
- (5) 稜線班は山小屋に宿泊、室堂班は富山県立山センターに宿泊します。立山センターでの宿泊は大部屋での共同生活となります。

(6) 集合・解散場所は富山駅付近となります。詳細については、採用通知の際にお知らせいたします。

なお、居住地から集合・解散場所までの往復旅費は支給しません。(従事場所への入下山に伴う送迎は行います。)

(7) 協議会にて労災保険及び傷害保険を掛けます。保険料は雇用主が支払います。

(8) パトロール期間中は、富山森林管理署長から「国有林野自然保護巡視員」を委嘱されます。

#### 4. 結団式・解団式について

7月22日に結団式を行い、高山植物等保護、その他活動に必要な事項に関する講習会を行います。稜線班は8月10日、室堂班は8月20日に解団式を行い、お一人ずつ活動報告をしていただきます。

#### 5. 山小屋、立山センターでの共同生活について

##### (1) 山小屋、立山センター生活での心得

山小屋や立山センターでは従業員やアルバイトが大勢働いています。以下のことを守ること。

- ・山小屋等の従業員と協調性を持ち、良好な関係に努めること。
- ・気持ちの良い「あいさつ」を心掛けること。
- ・山小屋の支配人等に日程や巡視内容等について説明し、助言や指示は適切に受けること。

##### (2) 休日の取得

休日を取得する場合は、「本日は休日」である旨を山小屋、又は立山センター、当署に明らかにしてから行動をとること。

##### (3) 山小屋出発・到着の報告等(稜線班)

山小屋を出発する際、その旨を山小屋の支配人等に伝えること。

宿泊する山小屋に到着した際、その旨を当署に連絡すること。

何らかの理由で宿泊予定の山小屋に移動できない場合は、その旨を山小屋と当署に連絡すること。

##### (4) 悪天候時の行動

暴風雨等で野外活動が出来ない場合は、山小屋、又は立山センター、当署と相談して行動をすること。

#### 6. 採用後の準備事項

(1) 活動を遂行する上で健康管理は大変重要です。日頃より健康管理に留意して活動の初日を迎えてください。特に稜線班の場合、1人でも体調不良で参加できなくなると、班のパトロールが中止になる場合がありますのでご注意ください。

(2) 活動に際し貸与する物と各自で準備していただく物があります。(別紙2・3参照)

それ以外でも必要な物があれば各自で準備してください。

なお、登山靴・ザックは靴底が磨り減っているものや損傷しているものは避け、パトロール期間内の登山に耐えられるものを持参してください。

- (3) パトロール員は、即戦力としての活動が期待されています。事前に登山地図等で活動区域の地形や危険箇所等を把握し、パトロールの手引き（採用時送付）や高山植物図鑑等で自己研鑽に努めてください。

その他、ご不明な点がございましたら当署、「高山植物等保護パトロール事務局」(050-3160-6080)までお問い合わせください。

## 別紙2 準備する物（稜線班）

### ◇ 貴重品で必ず持参する物

- ・健康保険証
- ・お金（生活上必要な経費）

（賃金の支払いは最終日となります。山小屋等での宿泊費は不要です。）

### ◇ 山行き装備品（◎：必須 ○：あると便利）

ザック	50～60ℓを目安に（ザックカバーも必要） <u>パトロールの期間に耐える物</u>	◎
サブザック	拠点滞在中の日帰り用	○
ポーチ・サコッシュ	図鑑等（A5サイズが目安）が出し入れしやすい物	○
登山靴	足首が固定でき、履き慣れた物 <u>パトロールの期間に耐える物</u>	◎
活動服	赤Tシャツの半袖・長袖を各1枚、赤帽子（キャップ型）を 1枚支給 無地かワンポイントの赤Tシャツであれば持参した物も可	◎
レインウェア	高山帯での使用に適した物	◎
下着等	山小屋によっては洗濯の機会が限られる	◎
防寒着	保温のため重ね着が可能な物	◎
インナーシート	新型コロナウイルス感染症対策として山小屋宿泊時に必要	◎

### ◇ 生活必需品

サングラス	ヘッドランプ	常備薬	タオル
水筒等	洗面用具	洗濯洗剤	その他、山行きに必要なと思われる物

### ◇ 国有林野保護管理協議会で貸与・支給する物品

赤Tシャツ2枚（半袖・長袖）	赤帽子 （キャップ型）	巡視員証	軍手
腕章	巡視員ノート	ジップロック	ゴミ袋
救急薬品	登山地図	高山植物図鑑	マジック・ボールペン
衛星携帯電話	コンパス	防水スプレー	ライチョウ等 記録用図面
ハンマー	裁縫道具	ラジオ（希望者）	レスキューシート

※パトロール期間中は、山小屋での生活となります。テント、バーナー等の準備は必要ありません。

不要な物は持参しないよう、各自コースを考慮してパッキングしてください。

※パトロール期間中に不要な物（普段着や持参したが山行きに不要な物等）があれば、パトロール前日から下山まで当署でお預かりします。貴重品や高価な物はお預かりできない場合があります。

※各山小屋で洗濯・入浴の状況は異なります。また、天候によっても異なりますので、相応の準備をお願いします。なお、当署では山小屋の入浴日等については把握しかねます。

※赤帽子（キャップ型）を支給しますが、使い慣れている物（ハット型等）がある場合は、準備願います（できれば赤系色）。

※シャンプー及び洗濯洗剤は必要に応じてご準備ください。

※登山靴は、途中でソールが剥がれる等の破損があっても貸与や修理は出来ません。場合によっては、パトロールを離脱していただくこともあります。

### 別紙3 準備する物（室堂班）

#### ◇ 貴重品で必ず持参する物

- ・健康保険証
- ・お金（生活上必要な経費）

（賃金の支払いは最終日となります。立山センターでの宿泊費は不要です。）

#### ◇ 山行き装備品（◎：必須 ○：あると便利）

ザック	スーツケース等も可 宿泊場所に置くことができます	◎
サブザック	パトロール中に使用 20ℓを目安に	◎
ポーチ・サコッシュ	図鑑等（A5サイズが目安）が出し入れしやすい物	○
登山靴	足首が固定でき、履き慣れた物 <u>パトロールの期間に耐える物</u>	◎
活動服	赤Tシャツの半袖・長袖を各1枚、赤帽子（キャップ型）を 1枚支給 無地かワンポイントの赤Tシャツであれば持参した物も可	◎
レインウェア	高山帯での使用に適した物	◎
下着等	毎日洗濯が可能	◎
防寒着	保温のため重ね着が可能な物	◎
長靴	雪溪切り作業で登山靴が濡れない	○

#### ◇ 生活必需品

サングラス	ヘッドランプ	室内用サンダル	常備薬	タオル
水筒等	洗面用具	その他、山行きに必要と思われる物		

#### ◇ 国有林野保護管理協議会で貸与・支給する物品

赤Tシャツ2枚（半袖・長袖）		赤帽子 （キャップ型）	軍手	
巡視員証	腕章	巡視員ノート	ゴミ袋	ゴミ拾い用はさみ
デジカメ	ライチョウ等 記録用図面	高山植物図鑑	ハンマー	マジック・ボール ペン
トランシーバー	防水スプレー			

※立山センターでは、毎日入浴・洗濯が可能です。

※シャンプー及び洗濯洗剤は必要に応じてご準備ください。

※赤帽子（キャップ型）を支給しますが、使い慣れている物（ハット型等）がある場合は、準備願います（できれば赤系色）。

※登山靴は、途中でソールが剥がれる等の破損があっても貸与や修理は出来ません。場合によっては、パトロールを離脱していただくこともあります。